

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)別表第3から別表第5までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。</p> <p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、<u>特別支援学校</u>の校長、教頭、教諭、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>青少年・文教課の企画員</u>(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)</p> <p>(4) <u>交流推進課の専門員</u>(外国で日本語の指導を行う者に限る。)</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第3条の規定に<u>基</u>き、給料表の適用範囲を定めることを目的とする。</p> <p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>の校長、教頭、教諭、<u>養護教諭</u>、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学術振興課の副主幹</u>(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、<u>人事委員会</u>が定めるものに限る。)</p>

(5) 略

(6) 公文書館の総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師

(7) 略

(8) 略

(9) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11) 略

(12) 略

(13) 妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事

(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(16) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）助教諭及び養護助教諭

(2) 共同調理場の栄養教諭

(3) 略

(4) 青少年・文教課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）

(4) 略

(5) 公文書館の専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主任及び講師

(6) 略

(7) 略

(8) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(9) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭推進室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）

(10) 略

(11) 略

(12) 妻木晩田遺跡事務所の文化財主事

(13) 略

(14) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、調査第一係長、調査第二係長及び文化財主事

(15) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）助教諭及び養護助教諭

(2) 略

(3) 教育・学術振興課の副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者

(5) 交流推進課の専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）

(6) 略

(7) 公文書館の総括専門員及び専門員

(8) 略

(9) 略

(10) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事

(16) 略

(17) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(18) 略

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 畜産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(4) 中小家畜試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

で、人事委員会が定めるものに限る。)

(4) 略

(5) 公文書館の専門員

(6) 略

(7) 略

(8) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(9) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭推進室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 妻木晩田遺跡事務所の文化財主事

(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、調査第一係長、調査第二係長及び文化財主事

(16) 略

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 畜産試験場の場長、室長及び研究員

(4) 中小家畜試験場の場長、室長及び研究員

(5) 林業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(6) 水産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(7) 栽培漁業センターの所長、室長、特別研究員及び研究員

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(4) 略

(5) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人事委員会が定めるものに限る。) 課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。) 主幹、医薬係長、感染症・疾病対策係長(人事委員会が定めるものに限る。) 副主幹(人事委員会が定めるものに限る。) 薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局保健衛生課の課長、課長補佐、主幹、衛生係長、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。) 副局長(人事委員会が定めるものに限る。) 環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。) 及び生活安全課の課長並びに総合事務所生活環境局環境・循環推進課又は生活安全課の主幹、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛生技師

(4) 略

(5) 略

(5) 林業試験場の場長、室長及び研究員

(6) 水産試験場の場長、室長及び研究員

(7) 栽培漁業センターの所長、室長及び研究員

(8) 略

(9) 産業技術センターのセンター長、次長、室長、所長、科長、特別研究員及び研究員

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(4) 略

(5) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医務薬事課の課長、室長、医長、副医長及び医師、健康対策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所生活環境局の局長及び副局長

(2) 総合事務所福祉保健局又は生活環境局の課長(技術吏員に限る。)、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 略

(4) 略

<p>(6) 略</p> <p>(7) 食肉衛生検査所の所長、主幹（<u>人事委員会</u>が定めるものに限る。）係長及び衛生技師</p> <p>(8) 境港水産事務所の副主幹（<u>人事委員会</u>が定めるものに限る。）及び衛生技師</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合療育センターの部長（<u>看護部の部長</u>に限る。）、<u>看護師長</u>、<u>看護主任</u>、<u>看護師</u>及び<u>准看護師</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) <u>保健所の診療放射線技師</u></p> <p>(7) 食肉衛生検査所の所長、主幹（<u>技術吏員</u>に限る。）係長及び衛生技師</p> <p>(8) 境港水産事務所の副主幹（<u>技術吏員</u>に限る。）及び衛生技師</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合療育センターの部長、<u>看護師長</u>、<u>看護師</u>及び<u>准看護師</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>
---	--

（給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第9項</u>、<u>第10項</u>又は<u>第22項</u>の規定の適用を受ける職員の給料表の運用については、平成20年3月31日までの間、改正後の給料表の適用範囲に関する規則第2条第1項及び第3項、第3条並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第10項</u>、<u>第11項</u>又は<u>第24項</u>の規定の適用を受ける職員の給料表の運用については、平成20年3月31日までの間、改正後の給料表の適用範囲に関する規則第2条第1項及び第3項、第3条並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成19年4月1日から施行する。